

# 稲沢市資源とごみの分別辞典共同発行事業 仕様書

## 1 印刷物等

### (1) 名称

稲沢市資源とごみの分別辞典（以下「分別辞典」という。）

### (2) 発行部数

60,000部

### (3) 刷り色

カラー4色刷り

### (4) サイズ

A4版

### (5) ページ数

20ページから40ページ程度

### (6) 紙質

上質紙70キログラム以上

### (7) 製本

中綴じ

### (8) 編集等の条件

ア 分別辞典は、市が提供する環境行政情報（以下「行政情報」という。）、並びに企業等の広告により構成するものとする。

イ 分別辞典の発行に係る一切の業務は、共同発行事業者が行う。その際の企画、編集は、市と十分協議のうえ実施することとする。

ウ 分別辞典に掲載する広告は共同発行事業者が募集するものとする。その際は自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

エ 市は、共同発行事業者が選定した広告主及び広告の内容、デザイン等が本仕様書を満たしていないと判断したときは、広告の内容等の変更または取りやめを求めるものとする。

オ 共同発行事業者は、分別辞典の発行に際して写真やイラスト等の使用許可が必要な場合は、必要期日までに使用許可を得なければならない。

カ 校正は、原則として2回以上行う。

キ 共同発行事業者は、分別辞典の納品に併せ、その全ページ分（表紙及び裏表紙その他無ページのものを含む。）をPDF形式に変換した電子ファイルを記録した電子記録媒体を市に提出する。

(9) 掲載できる広告の条件

次のいずれかに該当する表現を含む広告は、掲載することができないものとする。

ア 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 政治性のあるもの

ウ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの

エ 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実と誤認するおそれがあるもの

等、

消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

オ 個人の氏名を広告するもの

カ 懸賞広告及びクーポン付きの広告

キ 稲沢市広告掲載基準（平成20年1月16日施行）第5条において定める業種又は

事

業者の広告

ク 稲沢市広告掲載基準第6条において定めるもの

ケ 以上に掲げるもののほか、広告の掲載の対象とすることが適当でないと市長が認め

る

もの

(10) 著作権の帰属

ア 市が提供する行政情報等は、すべて市に帰属するものとし、共同発行业業者は当該情報を他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。

イ 共同発行业業者が分別辞典の発行のために収集した情報及び広告は、共同発行业業者に帰属するものとし、市が他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、共同発行业業者の許可を得るものとする。

2 発行時期

令和6年2月中旬（予定）

3 納品

(1) 共同発行业業者は、発行した分別辞典を市の指定する場所に納入する。分別辞典は稲沢市広報に併せて各家庭へ全戸配布するため、あらかじめ配布するリストの行政区ごと、かつ100部ずつに梱包して納入すること（梱包数：441予定）。

(2) 配布残冊については、100部ずつに梱包し、市の指定する場所に納入する。

4 費用負担

共同発行业業者は、発行及び配布に係る全ての費用を負担する。

5 その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と共同発行业業者双方が誠意をもって協議し、解決を図る。